

8. モーダルシフト等推進事業

施策概要

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、CO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図ります

補助対象事業

有識者の評価により認定された協議会が策定するモーダルシフト等推進事業計画(輸送量・期間、CO₂排出削減量等を記載)に基づく事業

補助対象経費

①モーダルシフト推進事業

貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO₂排出量の削減を図ることを目的として実施する事業

<運行経費>

- 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費
- 鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費

<機器等導入経費>

- モーダルシフト推進事業の実施に係る車両・輸送機材、荷役機器及び情報機器等の導入に要する経費(ただし、海上輸送に係る被けん引自動車(シャーシ)及び貨物運送事業者が所有する31ftコンテナの導入は除く)

②幹線輸送集約化推進事業

発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率を向上させて、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業

<運行経費>

- 輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費

<機器等導入経費>

- 幹線輸送集約化推進事業の実施に係る車両・輸送機材、荷役機器及び情報機器等の導入に要する経費

補助率

最大1/2(上限1,000万円)

担当課等

交通環境部 物流課

モーダルシフト等推進事業費補助金

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、CO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図る。



荷主のモーダルシフトに対する不安

- ・出荷ロット・荷役設備の変更等に伴う費用
- ・輸送品質(振動、荷痛み等)

モーダルシフト等推進事業計画

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者で構成される協議会が、モーダルシフト等推進事業計画(輸送量・期間、CO₂排出削減量等を記載)を策定

協議会が、モーダルシフト等推進事業計画に基づく事業を実施

国の支援

有識者による評価結果を踏まえ補助対象事業者(協議会)を認定し、運行経費や機器等の導入経費を補助(最大1/2)

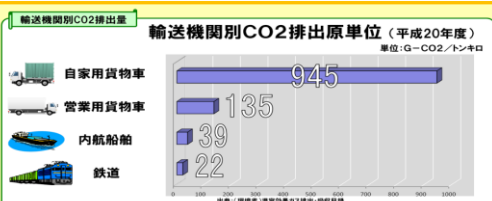
目的・目標

<目的> モーダルシフト推進のための新規顧客開拓

- ・これによりモーダルシフトに対する不安を解消
- ⇒**モーダルシフトの推進**

<目標> モーダルシフト推進によるCO₂排出量削減

目標値(2012年): 鉄道コンテナ 約36億トンキロ増
内航雑貨 約5億トンキロ増
(2010年比)



* モーダルシフト等推進事業には、幹線輸送における輸送ルートの集約化を含む。